



新生活にマイナンバー



新生活を始める皆さん **通知カード、マイナンバーカードをお忘れなく!**

お引っ越しされる方



通知カード、マイナンバーカードに新住所を記載する必要があります。

新住所地の市区町村で転入・転居の届け出を提出する際は、通知カード、マイナンバーカードもあわせて提出してください。

婚姻等で氏名等が変わる場合も、通知カード、マイナンバーカードへの追加記載が必要になりますので、届け出の際にあわせて提出してください。

働き始める方



就職したり、パート・アルバイトを始める方は、税や雇用保険などの手続きのため、勤務先に通知カードまたはマイナンバーカードによるマイナンバーの提示が必要になります。

退職する方も、税や雇用保険などの手続きで勤務先への提示が必要になる場合があります。

マイナンバーカードの交付申請はお早めに

カードは交付申請からお渡しまでに約1カ月以上の期間がかかります。

今年の秋には、**マイナンバーカードを活用したお買い物等に使えるマイナポイント(最大5,000円分)のプレゼント**が予定されていて、この先、マイナンバーカードの申請数が急増し、交付窓口の混雑が予想されます。

「欲しいときに無い」「急いでいるのに」ということにならないよう、どうぞお早めに交付申請をお済ませください。

申請は、便利で早い役場住民課の無料オンライン申請代行サービスをご利用ください。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174

交付申請のやり方は



役場住民課が
お手伝いします



マイナンバーカードの 申請受付を休日開設します!

臨時のマイナンバーカードの申請受付窓口を下記のとおり休日開設します。

顔写真の撮影からオンライン申請まで全て無料で役場職員が代行します。

本人確認書類等は必要ありませんので、手ぶらでお越しください。

お手続きにかかるお時間は1件15分程度です。

とき 3月28日(土) 午前9時～正午 **ところ** 役場住民課窓口



マイナンバーカードの受け取りについて

休日申請受付窓口には、交付窓口も併設しますので、マイナンバーカードや通知カードの受け取りも出来ます。平日にご都合がつかない方はご利用ください。

なお、休日交付窓口は混雑が予想されますので、マイナンバーカードや通知カードの受け取りの方は、相当時間お待ちいただく場合があることをあらかじめご了承ください。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174